

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	遠隔診療の普及を阻害する医師法等の規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、遠隔診療が認められている対象・内容は、医師法および厚生労働省通知により、(1)在宅酸素療法を行っている患者(2)在宅難病患者(3)在宅糖尿病患者(4)在宅喘息患者(5)在宅高血圧患者(6)在宅アトピー性皮膚炎患者(7)褥瘡のある在宅療養患者に限られていると認識しております。</p> <p>一方で、ブロードバンド環境の整備や技術の進展により、医療機関と自宅等との間で、高細密な画像伝送やバイタルデータの送信を行える環境が整ってきており、遠隔での保健指導・健康相談のサービスも登場しております。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、より多くの遠隔診療が可能になると考えられるなか、前述の規定によって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p> <p>また、医療機関と医師相互間の遠隔診療については、医師法第20条には抵触しないとされているものの、診療報酬上の明確な規定がないため、当該遠隔診療のためのICT環境の構築費用に対して負担感が生じ、結果的に医療機関でおICT環境整備に向けたインセンティブが働かない状況にあるものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日 健政発第1075号) ・「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日 医政発第0331020号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>適切な診療行為が行われるという前提のもと、遠隔診療の対象や内容について、より範囲を広げる方向で見直すことを提案します。</p> <p>その際には、ICTに係る技術の進展を考慮し、画像診断等を診療行為に含めることや、診療報酬規定の見直し等により、医療機関においてICT環境整備に向けたインセンティブが働くような仕組みを構築することも有効であると考えます。</p> <p>加えて、各家庭でのバイタルデータ送信に係る宅内機器の普及に向けて国による補助制度等を設けることも、検討に値すると考えます。</p> <p>今後、高齢化社会の進展に伴い、病院での受診患者の増加が予想されるなか、比較的病状が安定している慢性期疾患の方にとっては、定期的な受診行為自体が、時間的・肉体的・精神的に負担になると考えられますが、ICT利活用による遠隔診療の充実によって、これら負担の軽減にも繋がるものと考えます。</p>